

## 一般社団法人東京公認心理師協会倫理ガイドライン

一般社団法人東京公認心理師協会（以下「本会」という）は、一般社団法人東京公認心理師協会倫理規程第 3 条に基づき、一般社団法人東京公認心理師協会倫理綱領（以下「倫理綱領」という）を定めた。

また本会は、本会正会員（以下「会員」という）が倫理綱領に沿って専門的臨床心理業務に従事するための具体的な指針として、一般社団法人東京公認心理師協会倫理ガイドライン（以下「倫理ガイドライン」という）を定める。倫理ガイドラインは、東京という世界的な大都市に位置するという、本会の地域性に配慮して定められた。

会員の使命は、臨床心理学をはじめとする心理学の知識や諸技法を生かして、心の専門家としての専門性を発揮し、その臨床心理業務の対象者（以下「対象者」という）や対象者にとって重要な関係者（以下「関係者」という）及び地域社会の人々の心の健康、幸福、利益の増進や人権を擁護することに貢献することである。その使命を達成するため、会員は、善良な風俗や文化を尊重しつつ、心の専門家というアイデンティティを保ち、専門知識の習得と技術の向上に努め、多様な職域で活動する。

会員は、国際化社会の中での文化の多様性や現代社会からの新たな要請を受けているので、未経験や未知なことに遭遇することも多い。従ってしかるべき配慮のもとに、必要な研修や、スーパーヴィジョン、他の専門職、同業者によるコンサルテーションなどを受けて専門性の向上に努め、対象者やその関係者の社会慣習や法を遵守し、人権を尊重して、信頼を構築し、その幸福や利益の増進に貢献しなければならない。

### 第 1 条 臨床心理に関わる活動を実践する者としての姿勢

- 1 会員は、個人的利益を追求することによって、対象者の利益を害することがないようにし、臨床心理に関わる活動を実践する者としての使命と社会的責任を自覚して社会貢献に努めること。
- 2 会員は、社会における基本的人権の擁護と、心の健康の増進に努めること（社会正義の実現、福祉の充実、心の健康の啓発、自殺防止など）。
- 3 会員は、文化や社会の多様性への感受性を持ち、年齢、性別、社会的地位、人種、国籍、信条、その他によって対象者および関係者を差別しない。また、固定化されたジェンダー観、家族像、障がい観などに留意し、各種のハラスメントを防止する。
- 4 会員は、臨床心理に関連しない業務に従事している場合にも、本会の倫理規定及び倫理綱領を遵守する義務がある。

### 第 2 条 秘密保持、記録

- 1 会員は、業務上知りえた対象者及び関係者の個人情報及び相談内容の取扱いについては、倫理ガイドライン第 3 条以下に留意し、対象者に不利益のないよう配慮する。
- 2 会員は、面接等の業務の実施内容を、業務の終了後できるだけ速やかに記録し、適正に保管する。
- 3 会員が記録を利用する場合は、対象者の福利厚生に資することを主たる目的とする。
- 4 記録者が複数にわたる場合は、記録の管理者及び取り扱い要領を定めなければならない。ただし、会員の所属機関、雇用者等において別の定めがある場合は、それに従う。
- 5 他者に対する記録の開示（閲覧、複写など）は、原則として対象者の同意を必要とし、開

示請求者の範囲、開示項目、開示方法、開示記録等について定められている「取り扱い要領」に基づいて実施する。

- 6 記録内容の流出を防止するため、保管場所の施錠、記録の管理、記録の破棄等に万全の対策を講じる。(電子媒体による記録については第6条参照)

### 第3条 対象者および関係者との関係

- 1 会員が対象者との間で、「対象者－専門家」という専門的契約関係以外の関係（以下「多重関係」という）を持つことが避けられない場合は、多重関係が対象者に及ぼす可能性のある利害を説明し、対象者の理解を得てから契約する。また、多重関係によって対象者に危害が及ばないように努める。
- 2 多重関係が専門的契約関係に何らかの影響を及ぼす可能性がある場合は、多重関係に入る前にそれを明確にして、記録する。多重関係に含まれるものは、専門的契約関係の対象者との間で生じるさまざまな関係（授業、課外活動、対象者の住宅訪問、入院先の病院訪問など）、専門家の対象者に対する自己開示、対象者との身体接触、対象者の権利を擁護するための活動などがあるがこれらに限られない。特に、社会のコンセンサスが得られていない多重関係を持つことについては、慎重な倫理的な考察と配慮が望まれる。
- 3 対象者との間で多重関係が生じた場合には、対象者と会員との利益相反に留意し、対象者やその関係者に不利益のないように努め、危害を防止する。利益相反が生じる場合とは、会員が第三者から資金の提供を受けて対象者に心理テストを施行する場合、会員が第三者から資金提供を受けた研究において対象者を被験者とする場合、会員と対象者が同じ企業などの被用者である場合、会員が勤務する学校機関の在学生在が対象者である場合などが考えられるがこれらに限られない。
- 4 対象者や関係者が社会的弱者である場合には、この点に特段の配慮が必要となる。会員は、対象者との関係が一方的な力関係にならないように留意し、対象者や関係者の人格の尊厳を十分に尊重し、対象者が自律できるように援助する。

### 第4条 インフォームド・コンセント

- 1 会員は対象者の自己決定を尊重し、また、必要に応じて対象者が自己決定を行うための援助をする。自己決定を行うための援助とは、対象者の自己決定能力の見立てをすること、対象者が情報を的確に理解できるように説明すること、対象者の自己決定プロセスを理解しそれができるように援助することがあるがこれらに限られない。また会員は、対象者の自己決定能力が不十分であると見立てた場合には、重要な決定を延期するように配慮する。
- 2 会員が対象者からインフォームド・コンセントを得る場合には、インフォームド・コンセントの3条件を満たすこと。3条件とは、対象者に自己決定をする能力があること、対象者が理解できる言葉で説明され理解を得ること、対象者が自己決定する際に意思の自由が保障されていることである。
- 3 会員は、心理検査の乱用を防止する。心理検査が研究目的で用いられる場合には、対象者から研究の目的に関する情報を含んだインフォームド・コンセントを得る。
- 4 グループカウンセリングや家族カウンセリングなど、対象者が複数存在する場合には、会員はインフォームド・コンセントを得る際に、守秘義務についての合意、守秘義務の限界などについて、対象者全員の同意を得る。その場合であっても、原則として個々の対象者のプライバシーを尊重する。また、他の対象者から情報開示を求められた場合は、開示の必要性

や手段の相当性について専門家として見立てた上で、対象者相互の利害対立を調整するなど適切な対処を行う。

- 5 会員が、関係者と面接、連携、協働、情報提供などを行う場合、支援者間や支援チーム間で協働する場合、及び地域の援助資源と連携する場合には、対象者の意思を尊重し、対象者と事前の協議を行って、インフォームド・コンセントを得る。また、関係者、支援者・支援チーム、地域の援助者との間で、守秘義務を負う者の範囲とその内容を明確に合意してから、協働や連携などを行う。

#### 第5条 専門的資質の向上と自覚、教育・訓練

- 1 会員は、対象者との専門的契約関係を中断する場合および対象者を他機関に紹介する場合には、対象者に不利益が及ばないように適切に対応する。会員は、自分が専門的援助を行えないと判断する相当な理由が存在する場合、または自分の専門能力以上の援助が必要であると判断する場合は、対象者を他の専門機関に紹介することができる。この場合には、そうすることが対象者の利益になることを対象者に説明し、対象者が会員に見放されたと感じることのないように努力する。
- 2 会員が心理検査を実施する場合には、その検査マニュアルを熟知し、遵守する。対象者に対して心理検査結果のフィードバックを行う場合には、それが対象者に与える影響を十分に考慮する。
- 3 会員が、他の臨床心理の専門家に対する教育・訓練やスーパーヴィジョンを行う場合には、スーパーヴァイザーとの関係について、以下のように適切に配慮する。
  - (1) 会員はスーパーヴァイザーから、スーパーヴィジョンに関するインフォームド・コンセントを得る。その場合には、スーパーヴァイザーの自己決定権を尊重する。
  - (2) 会員は、スーパーヴィジョンに対するスーパーヴァイザーとスーパーヴァイザーの力関係の影響や、多重関係の影響を考慮し、適切に対処する。会員は、社会における文化と価値観の多様性への感受性をもち、スーパーヴァイザーに対するハラスメントを防止する。
  - (3) 会員は、スーパーヴィジョンに対して何らかの影響が生じうる多重関係をできる限り避ける。どうしても避けられない場合には、避けられない理由を明確にし、必要に応じてスーパーヴァイザーに説明し、新たにインフォームド・コンセントを得て、スーパーヴァイザーとの間で、これまでの契約関係とは異なる新たな契約のもとにスーパーヴィジョンを実施する。その場合であっても、スーパーヴィジョンにおける多重関係の影響に適切に配慮する。
  - (4) 会員がケーススーパーヴィジョンを行い、スーパーヴァイザーに対してそのケースの個人情報の開示を求める場合には、スーパーヴィジョンを行うために最低限必要な情報に留める。また必要に応じて、スーパーヴァイザーに対し、そのケースの対象者にスーパーヴィジョンを受けることについての了解を得るように求める。

#### 第6条 電子媒体による記録の取り扱い

- 1 電子媒体による音声・映像記録および、会員が作成する電子媒体による文書記録の保存と管理は、電子媒体の特徴を考慮し、セキュリティについて適切な手段を講じた上で、守秘に関する細心の配慮をして管理、保存などを行う。
- 2 面接場面などの音声や映像を、電子媒体によって記録する場合には、それに関するインフ

フォームド・コンセントを得る。

- (1) 面接場面などについて、電子媒体による音声・映像記録をとる場合は、対象者に、その必要性と、電子媒体による音声・映像記録の使用・保存方法・保存期間とアクセスできる人の範囲、および、起こりうるリスクなどを説明して、理解した上での了解を得てから実施する。
  - (2) 低年齢や認知の障がいなどのために、対象者本人からインフォームド・コンセントを得るのが困難な場合には、本人にできる限り説明すると同時に、適切な関係者からインフォームド・コンセントを得る。
  - (3) 電子媒体による音声・映像記録についてのインフォームド・コンセントの手続きは、原則として文書によって行う。文書によるインフォームド・コンセントを得ることが困難な事情がある場合には、口頭によるインフォームド・コンセントを得た時期・内容についての記録を残す。
- 3 メールカウンセリングやオンラインカウンセリング（ウェブカメラ併用の電話カウンセリングを含む）を行う場合は、積極的に個人情報保護の手段を講じるとともに、様々なリスクに対する対処を視野に入れて以下のような手段を講じる。
- (1) 対象者に対して、メールやオンライン通信を用いることによる個人情報保護の特殊性を含めて、起こりうるリスクについて説明し、理解した上での了解を得てから行う。
  - (2) 会員は、適切に対象者のメールアドレスの管理をする。
  - (3) メールカウンセリングやオンラインカウンセリングが、対面によるカウンセリングとは異なる特徴を持つことをよく踏まえて行う（文字情報のみ、または、映像を伴うやりとり上の留意点、メールでの即時的反応を期待されることへの事前の対応などを含む）。
- 4 会員の個人的なホームページやブログでは、ホームページの信頼性と妥当性を保ち、その内容については、対象者が閲覧することを想定して適切な配慮を行う。

#### 第7条 機関に所属して臨床心理業務を行う場合（教育、医療、司法矯正、福祉、企業、スクールカウンセラー等）

- 1 会員が機関に所属して臨床心理業務を行う場合は、所属機関の規則や命令を尊重するとともに、本会の倫理規程、倫理綱領及び倫理ガイドラインに従って行動し、対象者に不利益が及ぶのを防止する。会員と所属機関との間で、会員が行う臨床心理業務の倫理性に関する見解の相違が生じた場合には、会員は所属機関に対し、倫理綱領についての理解を得る努力をして、調整に努める。
- 2 会員は、会員が所属する機関に対し、会員が行う業務の内容と責任の範囲について説明をし、所属機関から同意を得る努力をする。業務の内容や責任の範囲に変化が生じた場合には、すみやかにその変更内容を所属機関に説明し、調整する。同意を得ることが難しい場合は、関係する法規や所属機関の定めに従う。
- 3 所属機関に属する他職種との協働が必要な場合は、対象者や関係者の個人情報の扱いに特別な配慮をし、協働するにあたって必要とされる（以上の）個人情報に限り共有する。協働チームが存在する場合、必要があれば協働チームの働きについて対象者及び関係者に説明をし、協働チームに開示する個人情報の内容について、対象者及び関係者からの同意を得る。
- 4 対象者や関係者の同意を得る前に、所属機関において、対象者や関係者の個人情報を話し合うことが適切と判断される場合には、個人情報が漏れないように適切に配慮し、対象者及び関係者に不利益が及ぶことがないようにする。その場合は、関連法規や倫理綱領を遵守し、

そうすべき根拠を明確にする。

- 5 会員は、所属機関における会員の臨床心理業務の記録がいかなる内容を含むかについて、所属機関の同意を得る。また、臨床心理業務の記録の作成にあたっては、対象者の人権やプライバシーの尊重、対象者間の正義・公平性に十分配慮する。
  - (1) 記録の管理、保存及び破棄については、所属機関の規則に従う。規則がない場合は、会員は「取り扱い要領」を作成する。
  - (2) 記録の保管方法及び記録にアクセスできる者の範囲及びアクセス方法を十分に管理し、記録の内容が不特定多数に知れることがないようにする。
  - (3) 電子媒体による記録の管理が必要な場合は、特に積極的に情報の漏洩防止をする。
- 6 会員は、所属機関の管理者、同僚、対象者及び関係者、所属機関の近隣住民などとの関係性において、専門関係以外の関係性が、対象者－専門家の関係に影響を与えないように留意する。
- 7 教育関係、権利擁護、アウトリーチ、避けることができない多重関係などに留意し、そのような関係性が必要とされる根拠を明確にする。
- 8 対象者が未成年の場合には、保護者に十分な説明をし、理解を得られるようつとめる。ただし、未成年の対象者に特別な保護や人権擁護が必要な場合は配慮を行う。

#### 第8条 会員と社会、その他の専門職との関係

- 1 会員が他の専門職と協働をはかる場合は、互いの立場・意図・理念・行動指針などを尊重し、共通理解を促進する。
- 2 会員がコンサルテーションを行う場合のコンサルティとの関係については、以下のように適切に配慮する。
  - (1) 会員は、コンサルティの職種の性質やコンサルティが属する機関の理念・行動指針などを理解した上でコンサルテーションを行う。
  - (2) 会員がコンサルテーションを行うにあたって必要がある場合には、コンサルテーションの内容に関する対象者や機関から、直接にインフォームド・コンセントを得る。
- 3 会員は、地域や社会との関係において、以下のように適切に配慮する。
  - (1) 会員は、自らの活動の社会的責任と社会貢献について十分に認識して行動する。
  - (2) 会員は、司法手続きにおける専門家としての証言、報道機関に対する社会的な立場での発言、研究結果の公開など、公的な場における意見の表明を行うにあたっては、社会に与える影響について十分に配慮して行動する。臨床心理に関わる活動を実践する者の社会的信用を損なう行為をしないとともに、会員が臨床心理に関わる活動を実践する者全体を代表して発言していないことを明確にする。
  - (3) 会員が臨床心理に関わる活動を実践する者として活動するにあたっては、善良な風俗や文化を尊重し、公衆への責務を認識すること。

本ガイドラインは、2019年2月20日より施行する。